〇水戸市公害防止条例
昭和48年10月1日
水戸市条例第44号
注　平成17年9月から改正経過を注記した。

目次
第1章　総則(第1条・第2条)
第2章　市の責務(第3条―第9条)
第3章　事業者の責務(第10条―第12条)
第4章　市民の責務(第13条)
第5章　届出施設(第14条―第18条)
第6章　規制措置(第19条―第24条)
第7章　雑則(第25条・第26条)
第8章　罰則(第27条―第30条)
付則

第1章　総則
(目的)
第1条　この条例は，公害の防止が市民の健康で文化的な生活を確保するうえできわめて重要であることにかんがみ，公害関係法令及び茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成17年茨城県条例第9号)に特別の定めがある場合を除くほか，公害の防止について必要な事項を定めることにより，公害対策の推進を図り，もって市民の健康を保護し，生活環境を保全することを目的とする。
(平17条例65・一部改正)
(定義)
第2条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。
(1)　公害　事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染，水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)，土壌の汚染，騒音，振動，地盤の沈下及び悪臭によって，人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
(2)　工場等　事業活動を行う工場，事業所等をいう。
(3)　事業者　工場等の事業主をいう。
(4)　届出施設　工場等において設置されている施設のうち，規則で定める施設をいう。
第2章　市の責務
(基本事項)
第3条　市長は，市民の健康を保護し，生活環境を保全するため，あらゆる施策を通じて公害の防止に努めなければならない。
(監視及び調査等)
第4条　市長は，公害の状況をは握するとともに，公害防止に必要な監視及び調査を行うものとする。
2　市長は，公害を受け，若しくは受けるおそれのある者又は公害を発生させ，若しくは発生させるおそれのある者について調査の請求があったときは，速やかに調査し，必要に応じ，国又は県に対してその調査を請求し，その結果を当該請求者に通知するものとする。
(防止指導)
第5条　市長は，公害の防止に関する啓発に努めるとともに，公害が発生したとき，又は発生のおそれがあるときは，必要かつ適切な指導を行うものとする。
(紛争の処理)
第6条　市長は，公害に係る紛争が生じたときは，公正な解決に努めるものとする。
(公害防止の要請)
第7条　市長は，公害防止の措置について，必要があると認めるときは，国又は県に対して適切な措置を講ずるよう要請するものとする。
(事業者への援助等)
第8条　市長は，事業者が公害の防止のために行う施設の整備，改善若しくは移転に必要な資金のあっせん又は技術的な助言に努めるものとする。
(土地利用における公害防止の措置)
第9条　市長は，土地利用計画等地域の開発整備に関する施策の策定及び実施にあたっては，公害の防止について配慮しなければならない。
第3章　事業者の責務
(基本事項)
第10条　事業者は，事業活動に伴って生ずる公害を防止するため自己の責任において必要な措置を講じ，常に市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
(工場等の環境保全)
第11条　事業者は，工場等の敷地内について緑化を図る等，公害の防止のため適切な措置を講ずることにより，

その環境保全に努めなければならない。
(公害防止の協定)
第12条　事業者は，市長から公害の防止に関する協定の締結について協議を求められたときは，誠意をもってこれに応じなければならない。
2　事業者は，前項の協定が成立したときは，誠実にこれを遵守しなければならない。
第4章　市民の責務
(基本事項)
第13条　市民は，自らも公害を発生させることのないように努めるとともに，市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
第5章　届出施設
(届出施設)
第14条　届出施設を設置しようとする者は，規則で定めるところにより，次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
(2)　工場等の名称及び所在地
(3)　業種及び製造品目
(4)　届出施設の種類及び構造
(5)　届出施設の使用及び管理の方法
(6)　公害防止の方法
(7)　その他規則で定める事項
2　前項の規定による届出をした者は，その届出に係る同項第4号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは，規則で定めるところにより，その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
3　第1項の規定による届出をした者は，その届出に係る同項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき，又はその届出に係る届出施設の使用を廃止したときは，規則で定めるところにより，その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
(経過措置)
第15条　一の施設が届出施設となった際，現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は，当該施設が届出施設となった日から30日以内に規則で定めるところにより，前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
(承継)
第16条　第14条第1項又は前条の規定による届出をした者から，その届出に係る届出施設を譲り受け，又は借り受けた者は，当該届出施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
2　第14条第1項又は前条の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは，相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は，当該届出をした者の地位を承継する。
3　前2項の規定により第14条第1項又は前条の規定による届出をした者の地位を承継した者は，その承継があった日から30日以内に規則で定めるところにより，その旨を市長に届け出なければならない。
(計画変更等の命令)
第17条　市長は，第14条第1項及び第2項の規定による届出があった工場等が，第19条に規定する基準に適合しないと認めるときは，その届出を受理した日から30日以内に限り，その届出をした者に対し，その届出に係る届出施設の構造若しくは使用の方法若しくは公害の防止の方法に関する計画の変更又は第14条第1項の規定による届出に係る届出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。
(実施の制限)
第18条　第14条第1項又は同条第2項の規定による届出をした者は，その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ，それぞれの届出に係る届出施設を設置し，又はその届出に係る事項の変更をしてはならない。
2　市長は，第14条第1項又は同条第2項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは，前項に規定する期間を短縮することができる。
第6章　規制措置
(規制基準)
第19条　届出施設に関する規制基準は，規則で定める。
(自動車等の整備)
第20条　自動車又は原動機付自転車を使用する者及び所有する者は，常に必要な整備及び適正な運転をすることにより，自動車又は原動機付自転車から発生する騒音及び排出ガスを最少限にとどめるよう努めなければならない。
(夜間の静穏保持)
第21条　何人も，夜間において，音響機器音，楽器音，人声等により，みだりに付近の静穏を害する行為をしないよう努めなければならない。
(勧告)
第22条　市長は，公害が発生し，又は発生するおそれがあると認めるときは，当該届出施設を設置している者に対し，期限を定めて，必要な限度において，その防止の措置を講ずるよう勧告することができる。
(措置命令)
第23条　市長は，前条の勧告に応じない者に対し，期限を定めて，当該施設の使用の停止，移転若しくは除去，

作業の停止又は物品の撤去等の措置を命ずることができる。
(措置の届出)
第24条　第22条の規定による勧告又は前条の規定による命令を受けた者は，その措置を講じたときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
第7章　雑則
(報告及び立入調査)
第25条　市長は，この条例の施行に必要な限度において，関係者に対し，報告を求め，又は職員を必要な場所に立ち入らせ，調査をさせることができる。
2　前項の規定により立入調査をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。
3　第1項の規定による立入調査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(委任)
第26条　この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。
第8章　罰則
(罰則)
第27条　第23条の規定による命令に違反した者は，50,000円以下の罰金に処する。
第28条　次の各号の一に該当する者は，30,000円以下の罰金に処する。
(1)　第17条の規定による命令に違反した者
(2)　第25条第1項の規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又は同項の規定による調査を拒み，妨げ，若しくは忌避した者
第29条　第14条第1項及び第2項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者は，20,000円以下の罰金に処する。
(両罰規定)
第30条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，前3条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対して，各本条の罰金刑を科する。
付則
この条例は，公布の日から起算して6カ月をこえない範囲内において，規則で定める日から施行する。
(昭和49年規則第5号で昭和49年4月1日から施行)
付則(昭和51年3月31日条例第10号)
この条例は，公布の日から施行する。
付則(平成4年9月22日条例第26号)
この条例は，平成4年10月1日から施行する。
付則(平成17年9月27日条例第65号)
この条例は，平成17年10月1日から施行する。